

（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定に組み込まれ、その一部を成す環太平洋パートナーシップ協定第十八・三十八条（猶予期間）の規定の適用に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の交換公文）

（英国側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定へのグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の加入に関する議定書（以下「議定書」という。）の日本の署名に関連して、必要な変更を加えた上で、二十十八年三月八日にサンティアゴで作成された環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「CPTPP」という。）に組み込まれ、CPTPPの一部を成す二十十六年二月四日にオークランドで作成された環太平洋パートナーシップ協定（以下「CPTPPに組み込まれたTPP」という。）第十八・三十八条（猶予期間）の規定のグレートブリテン及び北アイルランド連合王国（以下「英国」という。）への適用に関して、議定書に関する交渉において英

国政府とCPTPPの締約国の政府との間で到達した合意であつて、英国と日本国との間の次の合意において規定するものを確認する光栄を有します。

1 CPTPPに組み込まれたTPP第十八・三十八条（猶予期間）の規定の適用上、英国は、同条の規定に適合する猶予期間に関して国際的な場における調和を促進するよう努めるものとし、その結果、同条の規定と実質的に同一の規定であつて同条の規定に反しないものを組み込むために、欧州特許の付与に関する条約（注1）及び必要に応じてストラスブール特許条約（注2）の改正の採択を促進するよう努める。

注1 千九百七十三年十月五日にミュンヘンで作成された欧州特許の付与に関する条約であつて、千九百九十一年十二月十七日の同条約第六十三条を改正する条約及び二千年十一月二十九日の欧州特許の付与に関する条約を改正する条約によって改正され

たもの

注2 千九百六十三年十一月二十七日にストラスブールで作成された実体的な特許法の特定の点の統一に関する条約

2 CPTPPに組み込まれたTPP第十八・三十八条（猶予期間）の規定は、1に規定する改正が英国について効力を生じた日の後に、英国について適用する。

3 英国は、1に規定する改正が英国について効力を生じた場合には、議定書が効力を生じているCPTP

Pの締約国に速やかに通報する。

4 英国は、1に規定する改正が効力を生ずるまでの間、英国が欧州特許機構その他の国際的な場における猶予期間の規定の調和及び採択を促進するために直前の十二箇月の期間においてとった具体的な措置に関する報告書を、議定書が英国について効力を生じた日から一年を経過する日ごとに、議定書が効力を生じているCPTPPの締約国に提出する。

5 1から4までの規定の下で生ずる事項については、CPTPPに組み込まれたTPP第二十八章（紛争解決）の規定に基づく紛争解決手続に服するものとする。

本大臣は、更に、この書簡及び閣下の確認の返簡が、CPTPPに組み込まれたTPP第十八・三十八条（猶予期間）の規定の英国への適用に関する英国政府とCPTPPの締約国の政府との間で到達した合意を規定する両政府間の合意を構成し、その合意が英国及び日本国についての議定書の効力発生の日に効力を生ずるものとするを提案する光栄を有します。

二千二十三年七月十六日

日本国経済再生担当大臣 後藤茂之閣下

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国
ビジネス・貿易大臣 ケミ・ベイデノック

(日本側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(英国側書簡)

本大臣は、更に、前記が議定書に関する交渉において両政府間で到達した合意を反映したものであることを確認するとともに、閣下の書簡及びこの確認の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が日本国及び英国についての議定書の効力発生の日に効力を生ずるものとすることを確認する光栄を有します。

二千二十三年七月十六日にオークランドで

日本国経済再生担当大臣 後藤茂之

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国

ビジネス・貿易大臣 ケミ・ベイデノック閣下